

- 1 議案名 市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 学校教育法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

学校教育課

条 例 等 立 案 表

題名	一部を改正する規則の 市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則の 一部を改正する規則			課(室)名	学校教育課
改正理由	学校教育法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。			担当者名	齊藤大輔
				電話番号	三一四
あらまし	<p>一 学校教育法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を行うこととした。</p> <p>二 この規則は、平成三十一年四月一日から施行することとした。</p>			考	
予算上の措置				備	
関係法規	学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号） 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十一号）			法令審査会	○要・否

徳島県教育委員会規則第 号

市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美馬持仁

市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則（昭和二十三年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則（昭和三十二年四月八日徳島県教育委員会規則第七号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（高等学校又は特別支援学校の分校の設置、廃止）</p> <p>第九条 令第二十二条第一項第十号の規定により、高等学校又は特別支援学校の分校の設置又は廃止の認可を受けようとする者は、規則第七条又は第十五条に規定するものほか、第一条の規定に準じ必要な書類を添え県委員会に申請しなければならぬい。</p>	<p>（高等学校又は特別支援学校の分校の設置、廃止）</p> <p>第九条 令第二十二条第一項第九号の規定により、高等学校又は特別支援学校の分校の設置又は廃止の認可を受けようとする者は、規則第七条又は第十五条に規定するものほか、第一条の規定に準じ必要な書類を添え県委員会に申請しなければならぬい。</p>

「市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則」の一部改正について

教育委員会学校教育課

1 法律等改正の趣旨

「学校教育法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成31年4月1日付けで施行されることを受け、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（以下「整備政令」という。）が平成29年9月1日に公布され、平成31年4月1日付けで施行されることとなった。

今回の改正法及び整備政令は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものである。

2 規則改正の概要

整備政令において、学校教育法施行令第二十三条の文部科学大臣の認可を受けなければならぬ事項に専門職大学の課程の設置及び変更が追加されており、これに伴い市町村の設置する高等学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止に関する規定が現行の九号から十号へ変更となることから、「市町村立学校の設置、廃止等の手続に関する規則」について次のとおり改正する。

現行

第九条 令第二十三条第一項第九号の規定により、高等学校又は特別支援学校の分校の設置又は廃止の認可を受けようとする者は、規則第七条又は第十五条に規定するもののほか、第二条の規定に準じ必要な書類を添え県委員会に申請しなければならない。

改正後

第九条 令第二十三条第一項第十号の規定により、高等学校又は特別支援学校の分校の設置又は廃止の認可を受けようとする者は、規則第七条又は第十五条に規定するもののほか、第二条の規定に準じ必要な書類を添え県委員会に申請しなければならない。

3 施行期日

この規則は、平成31年4月1日から施行する。